

議第 2 号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び桐生市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 2 年 3 月 19 日提出

提出者	桐生市議会議員	山	之	内	肇
賛成者	桐生市議会議員	園	田	基	博
	同	工	藤	英	人
	同	関	口	直	久
	同	久	保	田	裕
	同	田	島	忠	一
	同	河	原	井	始

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「総合政策部」を「共創企画部」に改め、同表教育民生委員会の項中「保健福祉部」の次に「、子どもすこやか部」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議第 2 号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部改正及び桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の制定に伴い、所要の改正を行おうとするものです。